

特別養護老人ホーム鶴寿園重要事項説明書

「指定介護老人福祉施設」(従来型)

当施設は入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 野田みどり会
(2) 法人所在地 千葉県野田市鶴奉 270 番地の 5
(3) 連絡先 電話番号 04-7121-2131 FAX 番号 04-7121-1297
(4) 代表者氏名 理事長 遠山 康雄
(5) 定款に定めた事業 ①特別養護老人ホームの経営
②複合老人ホーム野田市楽寿園(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム)の受託経営
③老人デイサービス事業の経営
④野田市岩木小学校老人デイサービスセンターの受託経営
⑤老人短期入所事業の経営 ⑥老人居宅介護等事業の経営
⑦障がい者福祉サービス事業の経営 ⑧相談支援事業の経営
- (6) 施設・拠点等
- | | | | |
|-----------|-----|-------------|-----|
| 特別養護老人ホーム | 3ヶ所 | 多機能型就労継続支援B | 1ヶ所 |
| 短期入所生活介護 | 2ヶ所 | 多機能型生活介護 | 1ヶ所 |
| 通所介護 | 2ヶ所 | 生活介護 | 2ヶ所 |
| 訪問介護 | 1ヶ所 | 短期入所 | 2ヶ所 |
| 居宅介護支援事業 | 1ヶ所 | 一時支援 | 2ヶ所 |
| 地域包括支援 | 1ヶ所 | 共同生活援助 | 1ヶ所 |
| 養護老人ホーム | 1ヶ所 | 相談支援 | 1ヶ所 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設(千葉県指定 第1271300194号)
(2) 施設の名称 特別養護老人ホーム鶴寿園(従来型)
(3) 施設の所在地 千葉県野田市鶴奉 270 番地の 5
(4) 連絡先 電話番号 04-7124-4613 FAX 番号 04-7121-1297
(5) 管理者 施設長
(6) 開設年月日 平成10年4月1日
(7) 当施設の運営方針

介護保険制度に基づく「介護老人福祉施設事業所運営規程」を遵守し、かつ社会福祉法人野田みどり会の理念に基づき、「私達が暮らしたい、利用したい施設を目指します。」を基本理念に、次のことを基本として事業を運営していく方針です。

- ①入居者様を人生の先輩としてリスペクトします。
 - ②生活の歴史を大切にします。
 - ③施設生活の中で、介護ではなく支援します。
 - ④今を大切に余暇活動の提供をします。
 - ⑤家族・地域・ボランティアとの関わりを大切にします。
- 上記5点を実現する為に全職員が自己研磨します。

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則施設側が決定しますが、他の種類の居室への利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、入居者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

定員	70人	静養室	1室 1床	
居室	個室	10室(1室 13.5㎡ 従来型個室)	医務室	1室
	2人部屋	6室(1室 25.2㎡ 多床室)	食堂	1室
	4人部屋	12室(1室 46.0㎡ 多床室)	機能訓練室	1室
浴室	一般浴と特殊浴槽があります	談話室(テイルム)	1室	

※居室の変更:入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職種	配置人数	職務内容
施設長(管理者)	1人	責任者として施設を管理します。
医師	1人以上	入居者の健康管理や療養上の指導を行います。
看護職員	4人以上	入居者の健康管理や療養上のお世話をを行います。
生活相談員	1人以上	入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護支援専門員	1人以上	入居者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
介護職員	21人以上	入居者の日常生活のお世話をいたします。
管理栄養士	1人以上	入居者の栄養状態を適切にアセスメントし、栄養ケアマネジメントを実施します。
機能訓練指導員	1人以上	入居者の日常生活に必要な機能訓練を行います。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスについて、「利用料金が介護保険から給付される場合」と「利用料金の全額を入居者に負担していただく場合」があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス(契約書第3条参照)

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入居者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。
(食事時間) 朝食：7:30~8:30 昼食：11:30~12:30 夕食：17:30~18:30

②入浴

- ・1週間に2回以上適切な方法により入浴を行い、やむを得ない場合は清拭を行うことをもって入浴にかえることとします。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。
- ・異性(介護職員及び看護職員を除く)から見られることがないように配慮します。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他の支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・褥瘡(床ずれ)防止のため、適切な介護を行います。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金〉(契約書第5条参照)

別紙サービス利用基本料金表に基づき、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金(各種体制加算を加えた)から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食費(自己負担額)と居住費(自己負担額)、その他実費となるものの合計金額をお支払い頂きます。

※負担割合については介護保険負担割合証に記載されている負担額とします。

〈利用料金の取扱について〉

- ①入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ②介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。
- ③居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- ④外泊の際、期間中の朝・昼・夜の3食を食べない日の食費は、利用料金から差し引きます。

(2) 支払い方法

- ①当月の請求書を翌月中旬までに通知し、翌月20日に「銀行等指定口座からの引落し」の方法でお振替させていただきます。但し、祝祭日に当たる際は、翌営業日にお振り替えさせていただきます。確認後、領収書を発行いたします。
- ②お支払い方法について「銀行振込」・「現金支払」等をご希望の方はご契約の際にご相談ください。

(3) 入居中の医療について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、協力医療機関等において診療や入院治療を受けることができます。(但し、協力医療機関等での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、協力医療機関等での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービス

を利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退所していただくこととなります。

- ①入居者が死亡した場合
- ②要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③要介護認定により入居者の心身の状況が要介護1又は2と判定された場合
(ただし、野田市が定める指針により特例入居の要件に該当すると認められた方についてはその限りではありません。)
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ⑤施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦入居者から退所の申し出があった場合
- ⑧事業者から退所の申し出があった場合

(1) 入居者からの退所の申し出 (中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、入居者から当施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する7日までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②入居者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合 (契約解除)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②入居者による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合 (この場合、1ヶ月の予告期間をおいて文書にて通知いたします。)
- ③入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入居者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 入居者が病院等に入院された場合の対応について

入居者が利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

- ①検査入院等、短期入院の場合
1ヶ月につき6日以内 (連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊) の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
- ②上記期間を超える入院の場合
上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設を利用することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
また、入院期間中のご利用の居室は短期入居生活介護 (ショートステイ) として利用させていただくことがあります。その際、私物については当施設にて管理させていただきます。この場合、所定の料金をご負担いただく必要はありません。
- ③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(4) 円滑な退所のための援助

入居者が当施設を退所する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- ①適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ②宅介護支援事業者の紹介
- ③その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 苦情の受付について

- ①当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情担当窓口	生活相談員	電話	04-7124-4613
苦情解決責任者	施設長	電話	04-7124-4613
- ②当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。
市町村名：野田市担当：高齢者支援課 電話 04-7125-1111

8. サービス提供における事業者の義務

当施設は、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①入居者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入居者から聴取、確認します。
- ③入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④入居者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに入居者又は身元引き受け者の請求に応じて閲

覧させ、複写物を交付します。

- ⑤入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適切な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。但し、入居者に緊急な医療上の必要性等がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう適切な対策を講じます。
- ⑧事業者及びサービス従事者又は従業員は、事故が発生又は再発することを防止するため、適切な対策を講じます。

9. 施設利用にあたっての留意事項

(1) 面会について

- ・面会時間は原則として午前8時30分から午後7時までとします。なお、面会者名簿にご記入の上、自動手指消毒器による殺菌を励行していただきます。
- ・食べ物の差し入れについては、入居者の健康管理や食中毒予防等の為必要最低限のものとし、特に生物の持ち込みはご遠慮ください。

(2) 外出・外泊

- ・施設制定の「外出・外泊許可願」のご提出をお願いします。

(3) 飲酒・喫煙

- ・原則禁酒です。喫煙は所定の場所に限定し、火の元・喫煙数については、施設側で管理いたします。

(4) 設備・器具の利用

- ・極力自由に利用できるように工夫しています。

(5) 金銭・貴重品の管理

- ・入居者個人の預金及び現金は、預り金等保管依頼書に基づき「入居者預り金管理規程」により施設で保管管理いたします。

(6) 所持品の持ち込み

- ・衣類を中心にお預かりいたしますが、記名の励行及び季節毎の入れ替えをお願いいたします。

(7) 施設外での受診

- ・入居者又は家族の都合による場合は、事前にご連絡のうえ、家族の同伴をお願いいたします。

(8) 宗教活動

- ・施設内の布教活動はご遠慮ください。

(9) ペット

- ・禁止しています。

10. 非常災害対策について

(1) 非常時の対応

- ・防災計画書、消防計画書により対応いたします。

(2) 防災設備

- ・自動火災報知機設備 屋内消火栓

(3) 防災訓練

- ・夜間想定避難訓練を含め、年3回の防災訓練を実施します。

(4) 防火責任者

- ・施設長

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 千葉県野田市鶴奉 270 番地の 5
名称 社会福祉法人 野田みどり会
特別養護老人ホーム鶴寿園（従来型）

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入居者 住 所

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所

(代理人)

氏 名 _____ 印